

赤文字：追加箇所 青文字：変更箇所

改定前	改定後	理由・根拠等
<p>2. 電子交付の内容</p> <p>(1) 電子交付対象書面は、次の①および②の書面とします。</p> <p>① 投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面(以下「投資信託説明書等」といいます。)</p> <p>② 取引報告書および再投資報告書、分配金報告書、償還金報告書、取引残高報告書、運用報告書(以下「取引報告書等」といいます。)</p> <p style="text-align: center;">&lt;～中略～&gt;</p> <p>附 則 この規定は、令和6年10月1日から適用させていただきます。</p>	<p>2. 電子交付の内容</p> <p>(1) 電子交付対象書面は、次の①および②の書面とします。</p> <p>① 投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面、<b>その他当組合が指定する書面</b>(以下「投資信託説明書等」といいます。)</p> <p>② 取引報告書および再投資報告書、分配金報告書、償還金報告書、取引残高報告書、運用報告書、<b>(特定口座)譲渡損益計算のご案内、非課税口座内上場株式等払出通知書、支払通知書、特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書、NISA 信託報酬実額通知、非課税期間終了のお知らせ、その他当組合が指定する書面</b>(以下「取引報告書等」といいます。)</p> <p style="text-align: center;">&lt;～中略～&gt;</p> <p>附 則 この規定は、令和6年10月1日から適用させていただきます。 <b>この規定は、令和7年10月1日から適用させていただきます。</b></p>	<p>新たに電子交付する書面の追加</p> <p>改定日の追加</p>